

○松本市総合評価落札方式実施要綱

平成25年3月29日

告示第155号

最終改正 平成28年3月31日告示第73号

改正箇所：朱書き下線部

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市が発注する建設工事に係る競争入札において、価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式による競争入札（以下「総合評価入札」という。）の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、松本市業者指名審査委員会において指定する。

(総合評価の方法等)

第3条 総合評価入札は、入札価格による評価（以下「価格評価」という。）と入札者の工事実績等の入札価格以外の評価（以下「価格以外の評価」という。）により行うものとする。

2 価格以外の評価の項目については、市長が別に定める。

3 市長は、総合評価入札を行うときは、あらかじめ当該総合評価入札に用いる価格以外の評価の項目及び評価の配点（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

(2) 前号の落札者決定基準に係る意見を聴いた場合において、当該基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において当該落札者を決定しようとするとき。

(入札公告等)

第5条 市長は、総合評価入札を行うときは、次の事項を入札公告又は指名通知書に記載するものとする。

(1) 総合評価落札方式を採用していること。

(2) 価格以外の評価の算定に必要な資料（以下「評価算定資料」という。）を提出すること。

(3) 落札者決定基準に関すること。

(4) 価格以外の評価が公表されること。

(5) 自己の価格以外の評価に疑義があるときは、市長に対し、照会ができること。

(入札参加方法)

第6条 総合評価入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市長が別に定める書類を入札公告又は指名通知書に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の書類を提出しない者は、総合評価入札に参加することができない。

(低入札価格調査の特例)

第7条 総合評価入札の入札価格については、松本市低入札価格調査制度実施要綱

(平成18年告示第145号)の規定による低入札価格調査(以下「調査」という。)のうち、この条に定めのあるものは、同要綱の規定にかかわらず、この条の定めるところによる。

- (1) 調査の対象となる工事(以下「調査対象工事」という。)は、あらかじめ契約管財課長等(松本市財務規則(平成3年規則第10号)第107条に規定する者をいう。以下同じ。)が指定するものとする。
- (2) 調査対象工事のうち契約管財課長等が必要と認めるものについては、調査を行わず、基準価格を下回る入札者を失格とすることができる。
- (3) 調査は、基準価格を下回る入札者のすべてを対象とする。
- (4) 調査の結果は、価格評価に反映させるものとする。この場合において、入札価格が適当でないとしたときは、当該入札者を失格とする。
- (5) 契約管財課長等は、必要と認めたときは、基準価格の算定率を増減することができるものとする。

(入札及び価格評価)

第8条 入札は、価格以外の評価の公表前に行い、当該入札価格により価格評価を決定するものとする。~~ただし、再度の入札に付し予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(前条第2号の規定により基準価格を下回る入札者を失格とする場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で基準価格以上の価格の入札がないとき)は、総合評価入札を終了し、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき再度の入札において有効最低価格の入札をした者から見積書を徴する随意契約を行うものとする。~~

(価格以外の評価)

第9条 価格以外の評価は、入札参加者が提出した評価算定資料により市長が入札前に決定するものとする。

- 2 市長は、入札により価格評価が決定した場合は、直ちに価格以外の評価の結果を公表するものとする。~~ただし、前条の規定により随意契約を行った場合は、価格以外の評価は公表しないものとする。~~
- 3 入札参加者は、自己の価格以外の評価について疑義があるときは、結果が公表された日の翌日から2日以内(閉庁日を含まない。)に、市長に対し、文書により照会をすることができるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による照会があったときは、文書により回答するものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 総合評価入札における落札者は、価格評価と価格以外の評価を合算して得た点数(以下「総合評価点」という。)の最も高い者とする。この場合において、総合評価点の最も高い者の数が2以上あるときは、当該者(当該者がいない場合は、市長が指定する職員)にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項のほか当該各号に定める手続きを経て落札者を決定するものとする。
 - (1) 総合評価入札が松本市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱(平成20年告示第339号)の規定による事後審査型一般競争入札のとき 同要綱の規定。この場合における同要綱第9条の規定の適用については、同条第1項中「予定価格の範囲内の価格で入札した者(松本市最低制限価格制度実施要綱(平成20年告示第340号)の規定による最低制限価格に満たない価格で入札した者を除く。）」とし、価格の低い者」とあるのは「総合評価点(松本市総合評価落札方式実施要綱に規定する総合評価点をいう。以下同じ。)の高い者」と、同条第2項

中「同じ価格をもって入札した者」とあるのは「同じ総合評価点を得た者」とする。

- (2) 第4条の規定による意見聴取をしたときに、学識経験者から落札者の決定について意見を聴く必要があるとの意見があったとき 学識経験者からの意見聴取
- 3 市長は、落札者を決定後、価格以外の評価の相違が判明し、総合評価点の順位が入れ替わるときは、当該決定を取り消し、前2項の規定により新たに落札者を決定するものとする。

(虚偽記載等の措置)

第11条 市長は、評価算定資料等に虚偽の記載をし、又は明らかに悪質と認められる行為をした入札者に対し、入札への参加を制限し、又は契約の締結をせず、若しくは契約の解除をするものとする。

- 2 前項の規定は、当該入札者に対し、指名停止等の措置を別に講ずることを妨げるものでない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告する総合評価入札から適用する。

(松本市総合評価落札方式試行要綱の廃止)

- 2 松本市総合評価落札方式試行要綱（平成21年告示第50号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月31日告示第136号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名する総合評価入札から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行う総合評価入札の公告又は通知に係るものから適用する。